

令和3年度 第1回亀山市地域福祉推進委員会 事項書

日時:令和3年5月 10 日(月)午後 1 時 30 分～

場所:リモート開催(ZOOM)

- 1 地域福祉推進委員の委嘱及び委員長・副委員長の選任について【資料1】
- 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定について【資料2】
- 3 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期)に係るアンケート調査等について【資料3】
- 4 地域福祉に関する市民アンケート調査について【資料4】
- 5 今後のスケジュールについて【資料5】

■ 次回の地域福祉推進委員会

開催日:未定

場 所:未定

亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

	氏 名	性別	要綱第3条第2項	所 属
1	まき さと つね じ 牧 里 毎 治	男	第1号該当 学識経験を有する者	関西学院大学 人間福祉学部 名誉教授
2	あか し すみ こ 明 石 澄 子	女	第2号該当 公募委員	
3	た なか けい こ 田 中 啓 子	女	第2号該当 公募委員	
4	たに がわ ひろ こ 谷 川 博 子	女	第2号該当 公募委員	
5	もり の たか し 森 野 高 史	男	第3号該当 社会福祉サービスの利用等 に関する支援事業を行う者	亀山市障害者総合相談支援セン ターあい基幹相談支援員
6	さ の とも ゆき 佐 野 知 之	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市社会福祉法人連絡会 会長
7	こ ばやし とも こ 小 林 智 子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会 会長
8	すず き とし かず 鈴 木 壽 一	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市地域まちづくり協議会連絡 会議 会長
9	かわ と とし ひろ 川 戸 敏 弘	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市自治会連合会 会計
10	わた なべ かつ や 渡 邊 勝 也	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会 会長
11	さ の けん じ 佐 野 健 治	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	特定非営利活動法人夢想会 「夢想工房」 理事長
12	ない とう とも こ 内 藤 朋 子	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動 団体に属する者	不登校親の会 でんでん
13	うめ や えい いち 楳 谷 英 一	男	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代 表者	亀山市社会福祉協議会 会長
14	こ ばやし けい た 小 林 恵 太	男	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 部長

※男女の割合 5／14

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画(後期)における一体的な計画策定に向けて

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

①地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するためのものです。

福祉に関する計画は、高齢者・障がい者・子どもなどの分野別ごとに策定されていますが、地域福祉計画は、地域という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とするさまざまな方の生活を支えていくことを目指した、福祉分野のマスタープランとなります。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に地域福祉の推進が明記されており、第4条では地域福祉の推進の担い手として、地域住民や社会福祉関係者が位置付けられています。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉の推進のために策定するもので、活動・行動計画として位置付けられています。

■地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会_2003 年 11 月）

第 1 部 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年の N P O 団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ①市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ②「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③福祉分野における市民活動の広がりの中での民間の協働計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の体系と関係性について

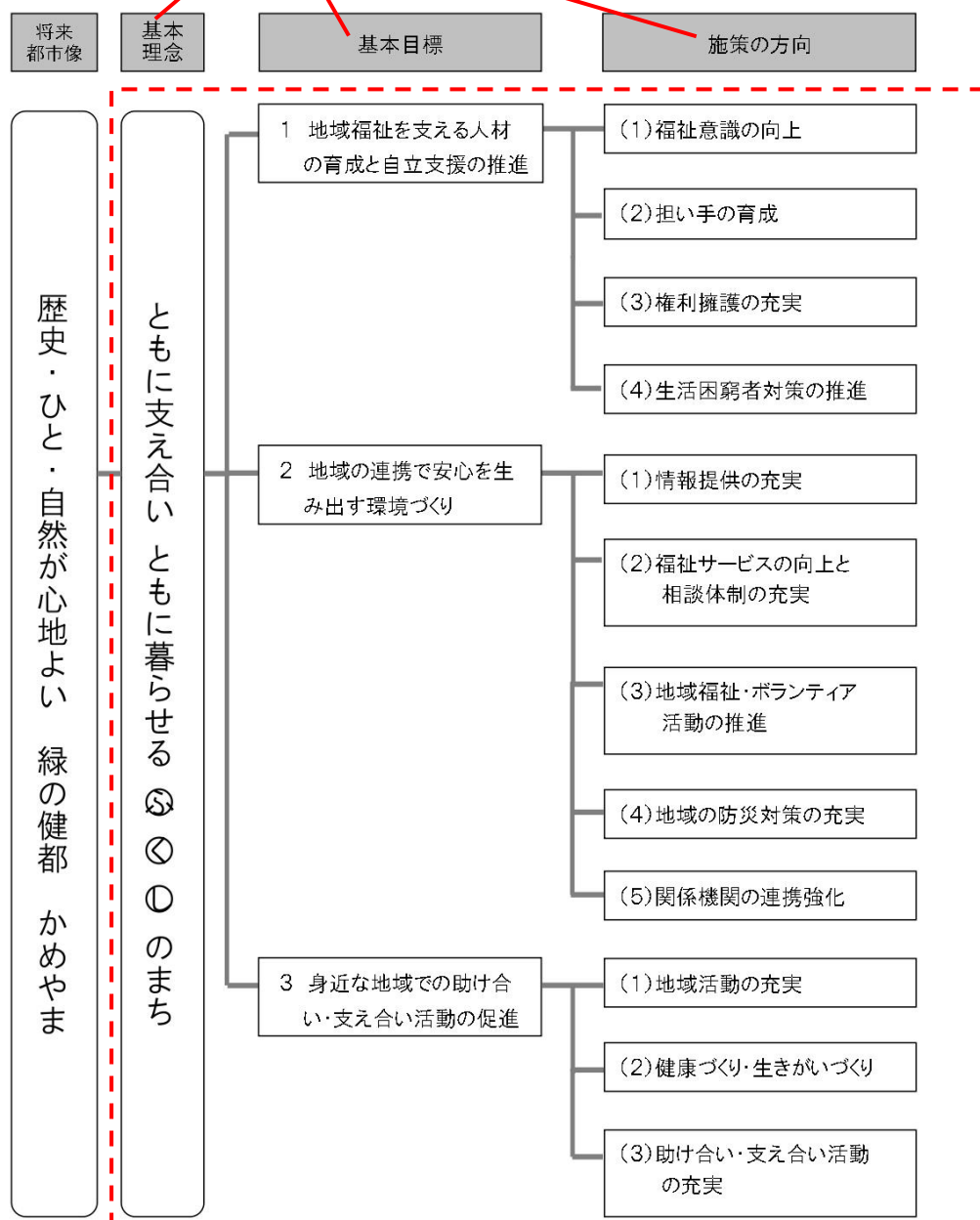
第1次地域福祉計画では、市が平成23年10月に策定し、これを受け、平成24年3月に、社協が地域福祉活動計画を策定しました。当時は、計画の内容について相互に整合を図ったものの、施策体系等の共通化までは至らず、その結果、方向性だけを示した市の計画は進捗管理がしづらい一方で、必ずしも方向性を具体策に落とし込めきれなかった地域福祉活動計画も責任の主体が曖昧となり、評価に足りなかった状況でありました。これらの反省を受けて、第2次地域福祉計画（前期）と社協が策定した第2次地域福祉活動計画（前期）では、「基本理念・基本目標・施策の方向（5年後のあるべき姿や行政と社協の役割を含む）」、並びに進行管理は「共通化」したところです。

なお、基本理念や基本目標などの「総論」部分は2025年までを計画期間とし、施策の方向などの「各論」部分は、前期（2021年まで）・後期（2025年まで）としています。

基本理念・目標、施策の方向、進行管理は共通

施策の方向における取組内容は、市は地域福祉の基盤となるしくみを記載、社協はそれを具体的にどう進めるかを記載。

(4) 計画の体系



[計画の進行管理]

計画で示した計画の考え方（基本理念、基本目標など）や、取組内容などを全 22 地区で説明するとともに、計画の推進に当たり、市と社協により、毎年全 22 地区の地域まちづくり協議会（福祉委員会）への地域福祉活動に対するヒアリングを行っています。計画を策定した平成 30 年度以降は、全 22 地区の地域まちづくり協議会（福祉委員会）を市と社協の担当者が訪問し、計画の考え方（基本理念、基本目標など）や主な取組内容を説明しています。また、その進捗管理は、地域福祉推進委員会において、市と社協がそれぞれ計画実績や主な取組の一つである地域福祉力強化推進事業について報告し、同じ委員会において進捗管理を行っています。

＜参考＞県内他市の状況【一体的策定__5 市、連携して策定(冊子別)__4 市】

市名	計画期間	一体的策定状況
桑名市	2020～2024 年	一体的策定 (完全一体化)
いなべ市	2017～2021 年	
伊勢市	2019～2023 年	
志摩市	2018～2022 年	
松阪市	2018～2022 年	一体的策定 (章分け策定)

※亀山、鈴鹿、伊賀、鳥羽は、社協と連携して策定しているものの、冊子は別。

（３）地域福祉推進に関する取組の一体化な展開に向けて

地域福祉計画は、その策定を通じて「住民参加」と「福祉の総合化」の推進を図るものであり、市の地域福祉を具体化するために必要不可欠なものです。

一方、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を目的として設置された社協は、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら、地域に根差したさまざまな活動を展開しており、地域福祉推進の中心的な役割を担っています。

本市では、いわば車の両輪のような地域福祉計画・地域福祉活動計画について、前期において「基本理念・基本目標・施策の方向」を共通化し、その主要な取組の一つとして、社協にＣＳＷを配置した地域福祉力強化推進事業を事業化しました。ＣＳＷによる個別支援では、従来、相談支援につながりにくかった、いわゆる「ごみ屋敷」等の制度の狭間の福祉課題を抱えた世帯の顕在化に対応するため、複合的な福祉課題をＣＳＷにつなげる「つながるシート」の導入やその解決に向けた世帯全体のトータルケアプランを作成し、それを必要な関係機関と情報共有し、支援の方策を検討する会議体を相談支援包括化推進員（地域福祉課長）の主導により令和２年度に設置したところです。これにより、教育と福祉の連携強化に向けた「教福」連携の強化をはじめとした各分野における相談支援員などとの継続的な関係づくりが欠かせない中で、多機関協働による包括的支援体制の構築に向けた環境を整えたところです。また、地域まちづくり協議会を単位とした、地域の助け合い・支え合いのしくみづくりである「ちょこボラ」の組織化に向けた地域支援を展開しており、当該事業を基軸した体制づくりを社協と連携し、より一層推進していくことが必要です。一方で、地域福祉推進委員会では、同じような内容の計画が存在し、社協との連携を強化する意味でも、計画を一冊にしないと市民には違いがわからないとの指摘を受けているのも実情です。

これらのことから、令和３年度に策定する第２次地域福祉計画（後期）では、前期における地域福祉力強化推進事業などにより整えた環境を礎として、地域福祉に関わるさまざまな支援や基盤づくりなどを一層推進し、同じ方向性でより実効性のある計画へとステージを引き上げるとともに、両計画を一体的に策定することにより、策定委員会の一本化、冊子の一体化を行うことができ、費用面でも効率化できるものです。また、市の地域福祉の基盤を示す地域福祉計画と具体的な活動を示した地域福祉活動計画を一体化させることで具体性を持たせることにより、地域福祉に係る取組を相互に補完・強化するとともに、市民にわかりやすく地域福祉に関する取組を明確に示すことが可能となるものです。

前期から継続

第2次亀山市地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）

基本理念、基本目標、施策の方向【共通】

＜両計画を一体化（本冊を1冊）＞

第2次地域福祉計画（後期）

【亀山市】

第2次地域福祉活動計画

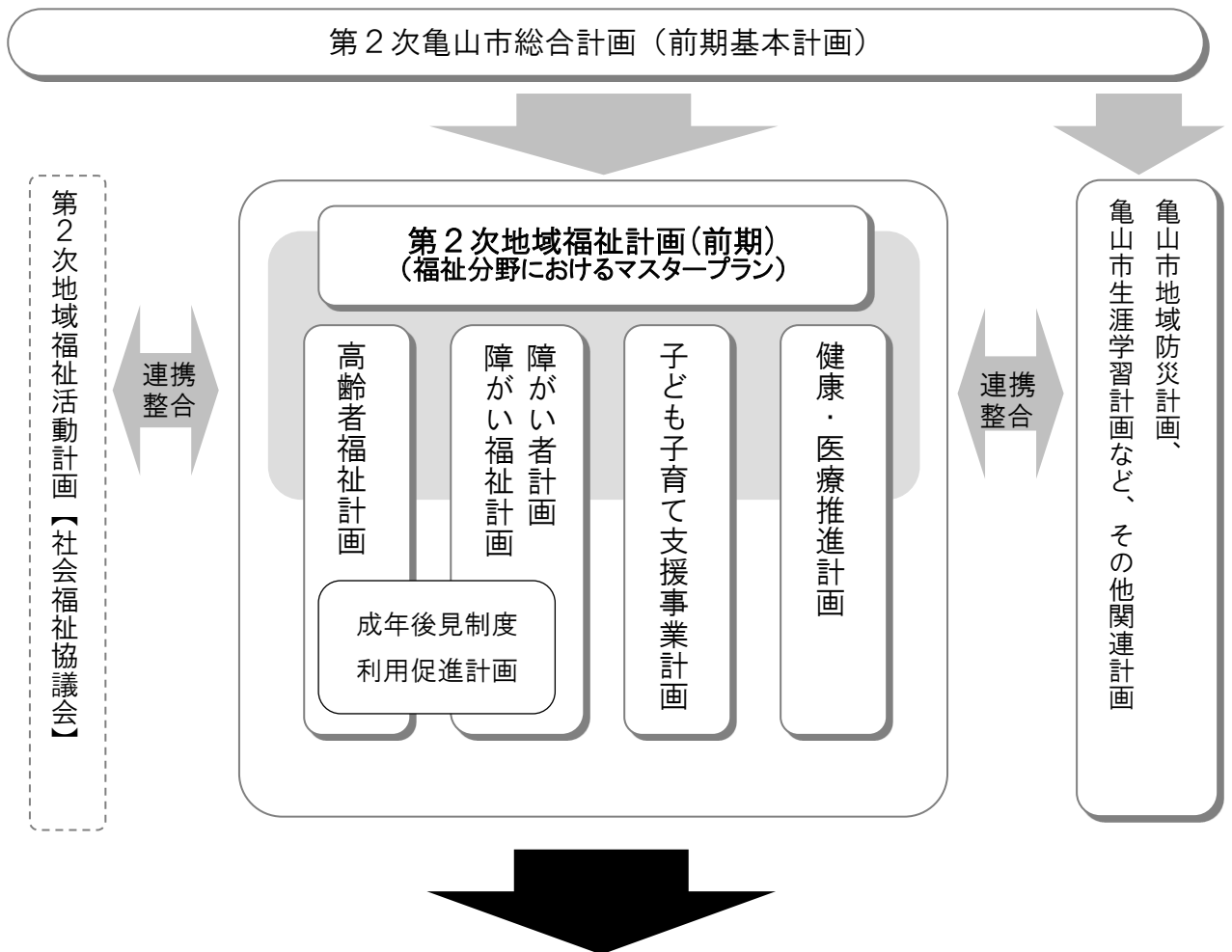
（後期）

【社協】

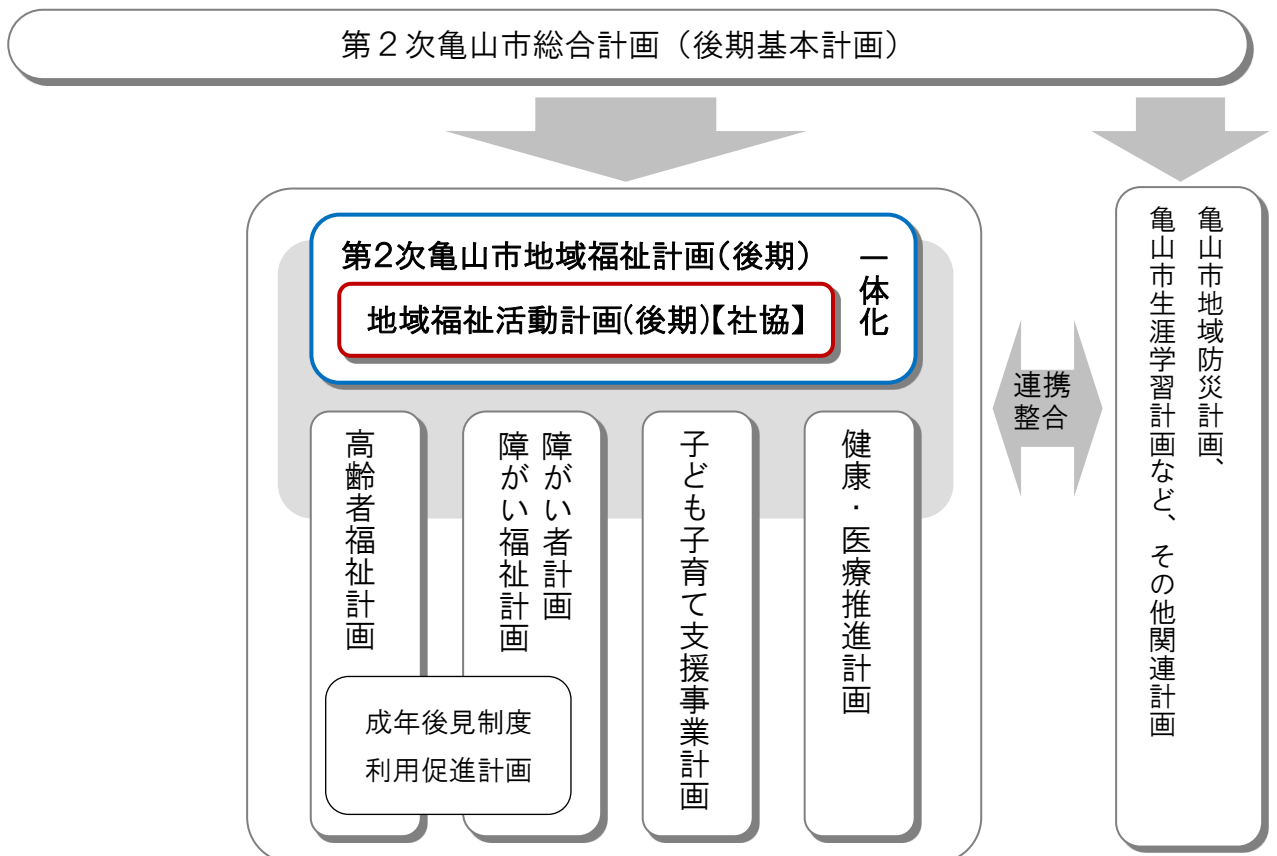
両計画を一体化

＜本冊を1冊＞

＜現状＞【第2次地域福祉計画と地域福祉活動計画（前期）の関係図】

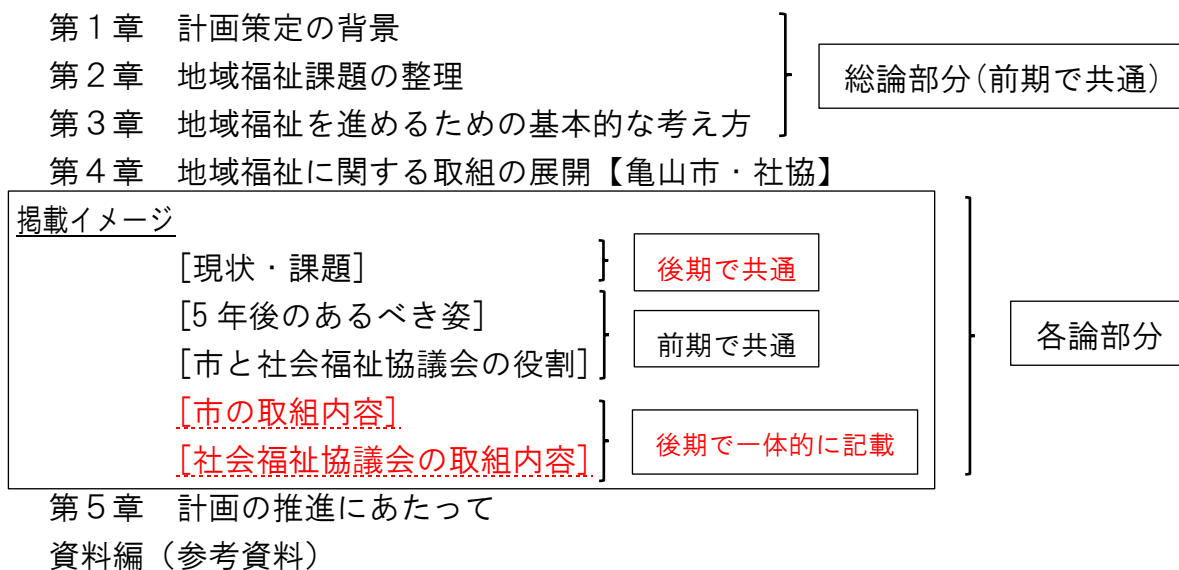


＜今後＞【令和4年度～第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）の関係図】



(4) 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）の全体構成について

【亀山市・社協】第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）



【参考】第2次地域福祉計画と第2次地域福祉活動計画の全体構成】

【市】第2次亀山市地域福祉計画（前期計画）

- 第1章 計画策定の背景
- 第2章 地域福祉課題の整理
- 第3章 地域福祉を進めるための基本的な考え方【総論】
- 第4章 地域福祉に関する取組の展開【各論】
- 第5章 計画の推進にあたって
- 資料編（参考資料）

【社協】第2次亀山市地域福祉活動計画（前期計画）

- 第1章 はじめに
- 第2章 地域福祉課題の整理
- 第3章 地域福祉を進めるための基本的な考え方【総論】
- 第4章 地域福祉に関する取り組みの展開【各論】
- 第5章 社会福祉協議会の基盤強化
- 第6章 計画の推進にあたって
- 資料編（参考資料）

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）に係るアンケート調査等について

1 目的

本調査では、本市における次なる支援体制づくりへの移行に向けた検討の際に必要なデータの収集・分析などに活用するため、市民アンケート調査はもとより、ひきこもり、成年後見、再犯防止などに関する地域福祉全般に関するアンケート・ヒアリングを実施します。

また、併せて、各地区における福祉課題などを把握するため、全22地区の地域まちづくり協議会に対する意見交換会や地域福祉に関わる団体に対し、活動における現状や課題、今後の方向性などについての聴き取りを行います。

これらと並行し、前期計画に係る評価・分析を行うこととしており、本調査結果を踏まえながら、後期計画の施策の立案に活用するものです。

2 内容

(1) 市民アンケート調査の実施・分析（実態把握と支援ニーズ調査）

本市における18歳以上の市民を対象とした調査により状況を把握し、その実態や背景、支援ニーズなどについて、調査・分析を行います。

調査項目の設定に当たっては、本市が平成28年に実施した調査項目をはじめ、ひきこもり、成年後見、再犯防止など、本市における重層的な支援体制の構築に向けた調査項目も加えます。

① 地域福祉アンケート調査（実施時期：令和3年5～6月）

① アンケート調査票の設計

地域福祉に関する実態と市民の意向を把握します。郵送配布・郵送回収とし、回収率を高めるため、お礼状を兼ねたはがきを発送します。

調査種別	対象	人数	設問数	頁数
市民アンケート	18歳以上の市民から 無作為抽出	1,200人	約55問 (枝問含)	15 頁

② ひきこもりアンケート調査（実施予定時期：令和3年6～7月）

① アンケート調査票の設計

顕在化しにくいひきこもりに関する実態の把握に向け、民生委員に対するアンケート調査を行います。調査票の配布・回収は、直接配布・直接回収で行います。

調査種別	対象	人数	設問数	頁数
ひきこもり アンケート※	民生委員	100人以内	約10問 (枝問含)	2頁

※県が同様の調査を実施予定であり、状況によっては未実施

(2) 関係機関・関係団体ヒアリング調査（令和３年４～６月）

ひきこもり、成年後見や再犯防止などへの関係機関・関係団体ヒアリングなどの実情調査を行い、支援者側からみた実態・課題等を整理するとともに、ニーズに対する現存資源量及び今後必要となる資源量を把握します。

1 調査対象 (敬称略)

① ひきこもり関係

ひきこもり地域支援センター、みえオレンジの会、亀っ子サポート、不登校親の会でんでん、障害者総合相談支援センター、基幹型地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援員、教育委員会（青少年総合支援センター、適応指導教室ふれあい）、子ども未来課など

② 成年後見関係

県弁護士会、県司法書士会、東海税理士会、リーガルサポート三重支部、県社会福祉士会、津家庭裁判所、障害者総合相談支援センター、基幹型地域包括支援センター、鈴鹿亀山消費者生活センター、地域生活定着支援センター、更生保護サポートセンターなど

③ 利用者団体関係

食生活改善推進協議会、朗読奉仕会、モナリザの会、エプロン・マミー、みくくすどろっぷす、ぽっかぽかの会、亀山おもちゃの病院、亀山みんなの食堂、音楽療法わくわく、食育と健康を考える会、亀山絵本と童話の会、在宅福祉ネットワーク愛里寿など

④ 福祉関係団体ヒアリング

民生委員児童委員協議会連合会（主任児童委員含む）、市ＰＴＡ連合会、日本語教室はじめのいっぽ、社会福祉法人（市老人クラブ連合会、安全福祉会・なぎ・伊勢亀鈴会）、亀山みんなの食堂、ぽっかぽかの会、かめやま防災ネットワーク・朗読奉仕会・井田川北ささえ愛たいなど

⑤ 地域まちづくり協議会

昼生、井田川南、井田川北、川崎、野登、白川、神辺、野村、城東、城西、城北、御幸、本町、北東、東部、天神・和賀、南部、関宿、関北部、関南部、坂下、加太

亀山市の地域福祉に関するアンケート調査について

今回実施する市民アンケート調査について、前回平成 28 年度に実施した項目からの変更点は次のとおりです（新規項目のみ抜粋）。

ページ 番号	新規 変更	設問 番号	新規設問や変更を加えた内容
P 1	変更	問 3	選択肢を小学校区から、地域まちづくり協議会単位に変更
P 2		問 5	ひきこもりの方がいる世帯の存在を確認するため、選択肢を追加
	新規	問 7	近くに住んでいる支援者の存在を確認
P 5	変更	問 14-②	サロン活動・助け合い活動（ちょこボラ）の選択肢を追加
P 8	新規	問 19	災害時のボランティアの意向を確認
P 9		問 22	高齢・障がい・子育て、生活困窮など、包括的な相談窓口の意向を確認
P 10		問 24 問 24-① 問 25	近隣での互助による相談・支援の可能性を確認
P 11 ～ 12		問 26 問 27 問 28 問 29 問 29-① 問 30 問 31	重層的な支援体制（生活困窮、ひきこもり、成年後見、再犯防止）への取り組みを進めるため、認識や意向を確認
		問 32	福祉に関する意識を確認
P 13		問 33	地域共生社会の認知度を確認
P 14	変更	問 36	現計画（第 2 次地域福祉計画・前期計画）の評価に活用するため、現施策の体系に合わせる
P 15		問 40	社会福祉協議会が行っている地域福祉活動に関する選択肢を整理

亀山市の地域福祉に関するアンケート

● あなたの声をお聞かせください ●

【調査ご協力のお願い】

日頃より、本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

亀山市では、平成 29 年度に策定しました「第 2 次亀山市地域福祉計画（前期）」に基づき、亀山市社会福祉協議会と連携をしながら、地域福祉に関する取組を展開しているところですが、本年度計画期間が満了することに伴い、現在、後期計画の策定作業を進めています。

本調査は、市民の皆さまが日頃お感じになられている本市の地域福祉全般に関することをお聞きし、これまでの検証を行うとともに、後期計画の策定にあたっての基礎資料とするために行うもので、令和 3 年 5 月 1 日現在の 18 歳以上の市民の皆さまから無作為で 1,200 人を抽出し、無記名で実施させていただくものです。

皆さまの声をより良い地域福祉活動の展開につなげたいと考えておりますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

令和 3 年 5 月 亀山市長 櫻井 義之

＜ご記入にあたってのお願い＞

1. この調査は、できる限り対象者ご本人（封筒のあて名の方）がお答えください。なお、対象の方が何らかの事情により回答できない場合で、どなたも代筆できない場合などには、そのまま返送してください。
2. 原則として、令和 3 年 5 月 1 日（基準日）現在の状況について、あてはまる番号に ○をつけてください。また、その他の場合には、（ ）内にその内容を具体的にお書きください。なお、設問によっては、複数回答していただく場合や、お答えの内容によって、次に答えていただく質問が変わるものがありますので、ご注意ください。
3. 集計結果は公表しますが、統計的に処理します。皆さまの個人に関する情報が外部に漏れることはありませんので、率直なご意見等をお聞かせください。
4. 回答が終わりましたら、記入もれなどがいないか確認していただき、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、6 月〇日（〇）までに郵便ポストに投函してください。
5. このアンケートについてのお問い合わせは下記までお願いします。

亀山市 健康福祉部 地域福祉課 福祉総務グループ(Tel 0595-84-3311)

(1) あなたご自身（ご本人）について

問 1 あなたの性別についてお答えください。（どちらかの番号に○）

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問 2 あなたの年齢（令和3年5月1日現在の満年齢）についてお答えください。（1つの番号に○）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 4. 40～49 歳 | 7. 65～74 歳 |
| 2. 20～29 歳 | 5. 50～59 歳 | 8. 75 歳以上 |
| 3. 30～39 歳 | 6. 60～64 歳 | |

問 3 あなたの住んでいる地区（まちづくり協議会）はどこですか。（1つの番号に○）

- | |
|--|
| 1. 昼生地区【三寺町、中庄町、下庄町】 |
| 2. 井田川北地区【みどり町、みずほ台、みずきが丘、川合町（ひとみヶ丘・山田自治会）】 |
| 3. 井田川南地区【栄町、井尻町、小下町、和田町、井田川町、川合町（ひとみヶ丘・山田自治会を除く）】 |
| 4. 川崎地区【田村町、長明寺町、太森町、川崎町、能褒野町】 |
| 5. 野登地区【両尾町、安坂山町、辺法寺町】 |
| 6. 白川地区【白木町、小川町】 |
| 7. 神辺地区【布気町、太岡寺町、小野町、木下町、山下町】 |
| 8. 野村地区【野村、南野町、北野町】 |
| 9. 城東地区【東町、江ヶ室町、中屋敷町、東丸町、本丸町】 |
| 10. 城西地区【西丸町、市ヶ坂町、若山町、西町、南崎町】 |
| 11. 城北地区【亀田町、羽若町、住山町、アイリス町】 |
| 12. 御幸地区【東御幸町、御幸町】 |
| 13. 本町地区【本町、高塚町、上野町】 |
| 14. 北東地区【北町、北山町、東台町、渋谷町、椿世町】 |
| 15. 東部地区【菅内町、阿野田町、北鹿島町、南鹿島町】 |
| 16. 天神・和賀地区【天神、和賀町、海本町】 |
| 17. 南部地区【安知本町、田茂町、楠平尾町】 |
| 18. 関宿地区【新所、中町、木崎（あけぼの台自治会を除く）、小野、泉ヶ丘、富士ハイツ】 |
| 19. 関北部地区【会下、鷲山、白木一色、木崎（あけぼの台自治会）】 |
| 20. 関南部地区【古厩、萩原、関ヶ丘、福德、久我、越川、金場】 |
| 21. 坂下地区【坂下、沓掛、市瀬】 |
| 22. 加太地区【市場、向井、梶ヶ坂、板屋、神武、北在家、中在家】 |

問 4 あなたと一緒に住まいの家族構成についてお答えください。（1つの番号に○）

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1. 一人暮らし | 5. 親子と祖父母（曾祖父母）とその他（おじ、おば等） |
| 2. 夫婦のみ | 6. 親子とその他（おじ、おば等） |
| 3. 親子のみ | 7. その他〔 |
| 4. 親子と祖父母（曾祖父母） | 〕 |

問 5 あなたの世帯の状況についてお答えください。(あてはまるすべての番号に○)

- 1. 子育てをしている
- 2. 介護が必要な高齢者がいる
- 3. 介助が必要な障がいのある方がいる
- 4. 親(年金受給者)と就職していない成人の子のみである
- 5. 親(年金受給者以外)と就職していない成人の子のみである
- 6. 上記に該当しない
- 7. その他[]

問 6 亀山市に何年くらいお住まいですか。(1つの番号に○)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 20 年以上(生まれてからずっと) | 4. 5～9年 |
| 2. 20 年以上(転入して以来) | 5. 3～4年 |
| 3. 10～19 年 | 6. 2年以下 |

問 7 あなたとは別のお住まいで、車で15分程度の近くに頼れる人はいますか。(あてはまるすべての番号に○)

- 1. 家族(親、子、きょうだいなど)で頼れる人がいる
- 2. 親戚で頼れる人がいる
- 3. 友人・知人で頼れる人がいる
- 4. 近くに頼れる人はいない

(2) 地域での支え合いについて

問 8 近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。(1つの番号に○)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 日頃から助け合っている | 4. ほとんど付き合いがない |
| 2. 気の合った人とは親しくしている | 5. その他〔 〕 |
| 3. あいさつはする | |

問 9 あなたが考える地域の単位は、どの範囲と思われますか。(1つの番号に○)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1. 亀山市全域 | 4. 自治会 |
| 2. 中学校区 | 5. ご近所 |
| 3. まちづくり協議会 | 6. その他〔 〕 |

問 10 あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。(1つの番号に○)

- | |
|---------------------------------|
| 1. 感じている |
| 2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある |
| 3. 感じていない |

問 10 で「2. 今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」、「3. 感じていない」と答えた方にお聞きします。

問 10－① その理由は何ですか。(あてはまるすべての番号に○)

- | |
|---|
| 1. 人づきあいがなく孤独感を感じるから |
| 2. 家族や親戚が近くにいないから |
| 3. 経済的な困難があるから |
| 4. 災害などのとき支援してくれる人がいないから |
| 5. 病気やケガなどの緊急事態に支援してくれる人がいないから |
| 6. 健康、障がい、介護などの問題を抱えているが、誰にどのように相談すればよ
いかわからないから |
| 7. 近隣住民、友人との間に問題を抱えているから |
| 8. その他〔 〕 |

問 11 あなたは、地域での助け合い・支え合いの活動について、どのようにお考えですか。(あてはまるものすべての番号に○)

- | |
|--|
| 1. 困っているときはお互いさまだから、活発にしたい |
| 2. 家族や親せきで何とかしたいと思うので、活動には参加したいとは思わない |
| 3. 手助けしてもらうことや手助けすることに抵抗感がある |
| 4. ふだんつきあいがないので、考えにくい |
| 5. 参加したいと思うが、困っている人にどの程度までかかわればよいのかわからない |
| 6. 公的なサービスを充実すべき |
| 7. 興味がない |
| 8. その他〔 〕 |

問 12 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべての番号に○)

1. 近所付き合いが減っていること
2. 自治会などの活動に参加しにくい雰囲気があること
3. ひとり親家庭、障がい者家庭への偏見があること
4. 外国人との交流ができていないこと
5. 他人に干渉されプライバシーが守られないこと
6. 日中に地域を離れている人が多いこと
7. 地域に関心のない人が多いこと
8. 地域活動への若い人の参加が少ないこと
9. 地域での交流機会が少ないこと
10. 助け合い、支え合いは必要ないと思うこと
11. その他〔

〕

問 13 あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。(以下の①～⑨の各項目について、それぞれ1つの番号に○)

	1. 大変 良い	2. 良 い	3. ふ つ う	4. 悪 い	5. 大 変 悪 い
〈例〉	1	2	3	3	4
①自然環境の豊かさ	1	2	3	3	4
②防犯(犯罪の少なさ)	1	2	3	3	4
③防災(防災組織や避難所)	1	2	3	3	4
④交通の利便性	1	2	3	3	4
⑤道路の安全性・歩きやすさ	1	2	3	3	4
⑥買い物の便利さ	1	2	3	3	4
⑦病院・診療所の利用しやすさ	1	2	3	3	4
⑧公的施設等のバリアフリー	1	2	3	3	4
⑨住民同士のふれあいや交流	1	2	3	3	4

(3) 自治会やまち協などの地域活動・ボランティア活動について

問 14 あなたは、自治会やまちづくり協議会などの地域活動に参加していますか。(1つの番号に○)

- 1. 活動している
- 2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある
- 3. 活動したことはないが、今後活動したい
- 4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う

問 14 で「1. 活動している」と答えた方にお聞きします

問 14-① どの程度活動をしていますか。(1つの番号に○)

- 1. 積極的に活動している
- 2. ときどき活動している
- 3. 誘われた時だけ活動している

問 14-② どのような活動をしていますか。(あてはまるものすべての番号に○)

- 1. 自治会の活動
- 2. まちづくり協議会の活動
- 3. 子ども会の活動
- 4. サロン活動
- 5. 助け合い活動(ちょこボラなど)
- 6. スポーツクラブの活動
- 7. 老人クラブの活動
- 8. 自主防犯・防災の活動
- 9. その他〔 〕

問 14-③ どのような目的で活動していますか。(1つの番号に○)

- 1. 地域をよりよいものにしたい
- 2. 隣近所とのふれあいを求めて
- 3. 自分自身の向上のため
- 4. 近所づきあいなどで仕方なく
- 5. その他〔 〕
- 6. 特に理由はない

問 14 で「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」、「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします

問 14-④ 現在活動していない理由は何ですか。(1つの番号に○)

- 1. 自治会などに入っていない
- 2. 引っ越して間もない
- 3. 時間がない
- 4. 仕事などの都合で機会がない
- 5. 参加方法がわからない
- 6. 体調がすぐれない
- 7. 割り当てがある時だけ活動している
- 8. その他〔 〕

問 14 で「4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします

問 14-⑤ 今後も活動しないと思う理由は何ですか。(1つの番号に○)

- 1. 自治会などに入っていない
- 2. 時間をとられたくない
- 3. 面倒だから
- 4. 他人と関わりたくない
- 5. 実益がない
- 6. その他〔 〕

すべての方がお答えください

問 15 あなたはボランティア活動をしていますか。(1つの番号に○)

- 
- 1. 活動している
 - 2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある
 - 3. 活動したことはないが、今後活動したい
 - 4. 活動したことはないが、今後も活動しないと思う

次ページ問 15-③へ

次ページ問 15-④へ

問 15 で「1. 活動している」、「2. 現在活動はしていないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします

問 15-① どのようなボランティア活動をしていますか(していましたか)。(あてはまるものすべての番号に○)

- 1. 子育てや児童に関わる活動
- 2. 青少年の教育・育成に関わる活動
- 3. 高齢者に関わる活動
- 4. 障がいのある方に関わる活動
- 5. 健康づくり・医療に関わる活動
- 6. 自然や環境活動に関わる活動
- 7. スポーツ・文化・レクリエーション活動
- 8. まちづくりに関わる活動
- 9. 防犯・防災に関わる活動
- 10. その他〔

〕

問 15-② ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。(1つの番号に○)

- 1. 生きがいを求めて
- 2. 余暇の時間ができたので
- 3. 市の広報等行政の発行する情報誌を見て
- 4. 本、マスコミ、インターネットから興味を持った
- 5. ボランティア団体等の広報誌を見て
- 6. 仕事上の付き合いから
- 7. 活動している人たちを見たり、話を聞いて
- 8. 学校・大学などのサークル活動から
- 9. 学校や職場の勧めで
- 10. 友人・知人に誘われて
- 11. 必要に迫られて
- 12. その他〔

〕

問 15 で「3. 活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします

問 15－③ **今後どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。(1つの番号に○)**

1. 子育てや児童に関わる活動
2. 青少年の教育・育成に関わる活動
3. 高齢者に関わる活動
4. 障がいのある方に関わる活動
5. 健康づくり・医療に関わる活動
6. 自然や環境保護に関わる活動
7. スポーツ・文化・レクリエーション活動
8. まちづくりに関わる活動
9. 防犯・防災に関わる活動
10. 特に決めていないが、何か社会貢献がしたい
11. その他〔

〕

問 15 で「4. 活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にもお聞きします

問 15－④ **活動しない主な理由は何ですか。(1つの番号に○)**

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 時間をとられたくない | 6. 実益がない |
| 2. 仕事が忙しい | 7. 家族の理解がない |
| 3. 他の人に任せておけばよい | 8. 面倒だから |
| 4. 体調がすぐれない | 9. その他〔 |
| 5. 興味がない | |

〕

すべての方がお答えください

問 16 **地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。(3つまで番号に○)**

1. 時間的、経済的にゆとりがあること
2. 家族に病人や、乳幼児など介護・介助を必要とする人がいないこと
3. 家族の理解が得られること
4. 自分が健康であること
5. 共に活動する仲間や友人がいること
6. 経費(活動費)の支援があること
7. 活動の内容が自分の趣味や特技を生かせる場であること
8. 自分が活動したいと思う団体が熱心に取り組んでいること
9. 自分に対する理解や、支持・賞賛が得られること
10. 行政が福祉活動を積極的に援助すること
11. ボランティア講座など、知識や技術を学べる機会や体験の機会があること
12. ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること
13. その他〔

〕

(4) 災害時における助け合いについて

問 17 東海地震や東南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで番号に○)

1. 災害対策の学習会
2. 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い
3. 地域での避難訓練
4. 危険箇所の把握
5. 地域における援助体制の構築
6. 地域の災害時要援護者※の把握
7. 要援護者に対する情報伝達体制の構築
8. 災害ボランティアの育成
9. その他〔

〕

※災害時要援護者…災害時に、必要な情報を把握し、災害から自らを守るための行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

問 18 被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 家族・親族 | 7. 福祉委員 |
| 2. 近所の人 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 3. 友人・知人 | 9. サービス提供事業所の職員 |
| 4. 自主防災組織(自治会など) | (ケアマネジャー、ホームヘルパーなど) |
| 5. 社会福祉協議会 | 10. その他〔 |
| 6. 行政(市役所など) | 11. 頼りにする人がいない |

〕

問 19 災害が発生した場合、自らに被害がなければ、あなたは災害ボランティアとして活動したいと思いますか。(1つの番号に○)

1. 活動するつもりである
2. 活動したいがどのようにすればよいかわからない
3. 活動したいとは思わない
4. その時にならないとわからない

(5) 困りごとなどの相談について

問 20 ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 自分の健康に関すること | 7. 住まいに関すること |
| 2. 家族の健康に関すること | 8. 収入や家計に関すること |
| 3. 介護に関すること | 9. 子どもに関すること |
| 4. 障がいに関すること | 10. その他〔 |
| 5. 仕事に関すること | 11. 特にない |
| 6. 近所付き合いに関すること | 〕 |

問 21 あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1. 家族・親族 | 8. 社会福祉協議会 |
| 2. 近所の人 | 9. 医療機関 |
| 3. 友人・知人 | 10. 学校や保育所、幼稚園 |
| 4. 福祉委員 | 11. サービス提供事業所の職員 |
| 5. 民生委員・児童委員 | (ケアマネジャー、ホームヘルパーなど) |
| 6. 自治会長 | 12. その他〔 |
| 7. 行政(市役所など) | 13. 相談していない |
| | 〕 |

問 21 で「13. 相談していない」と答えた方にお聞きします

問 21-① なぜ、相談していないのですか。(あてはまるすべての番号に○)

- | |
|--------------------------|
| 1. 他人に頼らずに、自分で解決したい |
| 2. 信頼できる人・相談できる人がいない |
| 3. 顔見知りの人に相談するのは気まずい |
| 4. 他人を家の中に入れたくない |
| 5. なんとなく相談しづらい |
| 6. 今までに困ったことがない |
| 7. どこに(誰に)相談したらよいのかわからない |
| 8. その他〔 |
| 〕 |

問 22 あなたは、高齢、障がい、子育て、生活困窮などさまざまな相談に対応する窓口についてどのように思いますか。(1つの番号に○)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 現状のようにそれぞれの対象別の窓口が良い |
| 2. さまざまな相談を1か所でできる窓口があったほうが良い |
| 3. その他〔 |
| 〕 |

問 23 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 市の広報紙「広報かめやま」 | 8. 自治会の回覧 |
| 2. 社会福祉協議会の「社協だより」 | 9. 民生委員・児童委員 |
| 3. 市のホームページやフェイスブック | 10. 新聞・雑誌 |
| 4. 社会福祉協議会のホームページやフェイスブック | 11. ケーブルテレビ・ラジオ |
| 5. その他の Web サイトやSNS | 12. 友人や近所の人 |
| 6. 市役所(支所)の窓口 | 13. その他〔 |
| 7. 社会福祉協議会の窓口 | 14. どこで入手すればよいかわからない |

問 24 あなたは、近隣や地域の中で悩みごとや不安、困りごとを抱えている人を知っていますか。(1つの番号に○)

- 
- | |
|----------|
| 1. 知っている |
| 2. 知らない |

問 24 で、「1. 知っている」と答えた方にお聞きします

問 24－① その人は、どのような悩みごとや不安、困りごとを抱えていますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 自分の健康に関すること | 7. 住まいに関すること |
| 2. 家族の健康に関すること | 8. 収入や家計に関すること |
| 3. 介護に関すること | 9. 子どもに関すること |
| 4. 障がいに関すること | 10. その他 |
| 5. 仕事に関すること | 〔 |
| 6. 近所付き合いに関すること | 〕 |

問 25 あなたは、悩みごとや不安、困りごとを抱えている人を見つけたら、どうしますか。(あてはまるすべての番号に○)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1. 自ら相談に乗る | 4. 何もしない |
| 2. 相談窓口を紹介する | 5. その時にならないとわからない |
| 3. 相談窓口連絡する | 6. その他〔 |

(6) 重層的な支援体制（生活困窮、ひきこもり、成年後見、再犯防止）について

最近の状況として、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化していると言われています。例えば、生活困窮におちいつている人は、単に「仕事を失った」ということだけではなく、病気にかかっていたり、家族を介護する必要があったりと、人からは見えにくい複雑な背景を持っている場合が少なくありません。また、「8050問題」などと言われるように、「80代の親と、働いていない50代の子」が生活に問題を抱えていたりしますが、50代の子は「制度の狭間」と言われ、支援の手が差し伸べられにくい現状があります。

つまり、これまでの高齢、障がい、子ども、生活困窮といった既存の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対応することが困難になっています。

こうした状況を受けて、令和3年4月に法律（社会福祉法）が改正され、『重層的支援体制整備事業』というものが創設されました。これによって、支援すべき人の属性や分野を越えた取り組みを柔軟に行うことができるようになり、亀山市においても、当該事業の実施に向け、必要な取り組みの検討を進めています。

問 26 生活困窮におちいつている人に対し、どのような支援が必要だと思いますか。（あてはまるすべての番号に○）

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 気軽に相談できる窓口の設置 | 5. お金の使い方に対する指導 |
| 2. 住まいの確保に対する支援 | 6. 訪問などによる相談・支援 |
| 3. 子どもの教育に対する支援 | 7. 一時的な手当など経済的支援制度の紹介 |
| 4. 就労訓練や就労のあっせん | 8. その他〔 〕 |

問 27 近年、若者だけではなく、中高年にまで広がった「ひきこもり」が問題視されています。あなたは、この問題についてどのように感じますか。（1つの番号に○）

- | |
|---|
| 1. 身近にひきこもりの人を知っており、支援が必要だと感じる |
| 2. 身近には知らないが、ひきこもりの人はいるように思うので、支援が必要だと感じる |
| 3. あまり実感が湧かないので、支援の必要性を感じない |
| 4. よくわからない |
| 5. その他〔 〕 |

問 28 「ひきこもり」の人に対し、どのような支援が必要だと思いますか。（あてはまるすべての番号に○）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 気軽に相談できる窓口の設置 | 5. 就労訓練や就労のあっせん |
| 2. 地域における居場所づくり | 6. 生活訓練や生活面での支援 |
| 3. 再教育の機会づくり | 7. 訪問などによる相談・支援 |
| 4. 家族会の設立・運営の支援 | 8. その他〔 〕 |

問 29 成年後見制度とは、認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分である人を保護し、財産の管理や日常生活を支援するための制度です。あなたは、成年後見制度を理解されていますか(1つの番号に○)

- 
- 1. どんな制度か大体理解している
 - 2. どんな制度か少し理解している
 - 3. 聞いたことはある
 - 4. 聞いたこともない

問 29 で「1. どんな制度か大体理解している」、「2. どんな制度か少し理解している」と答えた方にお聞きします

問 29-① 今後、高齢化の進展などにより、成年後見制度のニーズがますます高まることが予想されていますが、どういったことが必要だと思いますか。(あてはまるすべての番号に○)

- 1. 相談窓口の明確化
- 2. 制度についての周知・啓発
- 3. 利用者に合った支援の実施
- 4. 後見人(財産管理等を行う人)などの育成・確保
- 5. その他〔

〕

問 30 罪を犯した人が再犯しないようにするため、社会に求められることは何だと思いますか。(あてはまるすべての番号に○)

- 1. 一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導や支援
- 2. 仕事と住居の確保による生活の安定
- 3. 罪を犯した高齢者などに対する福祉制度の利用促進
- 4. 被害者の置かれた状況や心情への理解促進
- 5. 地域ぐるみでの再犯防止に向けた支援体制づくり
- 6. その他〔

〕

問 31 「誰一人取り残さない」亀山市をめざして、途切れのない重層的な支援を行うためには、どのような取り組みが重要だと思いますか。(3つまで番号に○)

- 1. 総合相談窓口の設置
- 2. 福祉分野と教育分野など、市役所内部の連携体制の構築
- 3. 他分野の関係機関が連携した支援
- 4. 市と社会福祉協議会とのより一層の連携
- 5. 市に専門部署を設置
- 6. 世代や属性に関係ない居場所づくりなどの地域資源の創出
- 7. 地域に出向いた相談・支援
- 8. 社会とのつながりをつくるための支援
- 9. その他〔

〕

(7) 福祉意識と福祉教育について

問 32 福祉とは、特定のだれかだけではなく、すべての市民が幸せになれるように、取り組む活動です。あなたは、「福祉」に関心がありますか。(1つの番号に○)

1. とても関心がある
2. どちらかといえば関心がある
3. どちらかといえば関心がない
4. まったく関心がない

問 33 あなたは、「地域共生社会」という言葉をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんなものか大体わかっている
2. どんなものか少しわかっている
3. 聞いたことはある
4. 聞いたこともない

問 34 学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような方法が有効だと思いますか。(3つまで番号に○)

1. 通学路のゴミ拾い
2. 街の中の花壇の整備
3. 福祉施設の見学
4. 車イスの使い方や手話・点字などの講習
5. 高齢者と交流したり、体験談を聞いたりする
6. 障がい者(児)と交流したり、体験談を聞いたりする
7. 小さな子どもたちの遊び相手
8. 福祉施設で働く人の話を聞く
9. 地域で活躍しているボランティアの話を聞く
10. その他〔 〕

問 35 子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(2つまで番号に○)

1. 学校でひとつの活動を継続的に行う
2. できるだけ多くの体験活動を学校で行う
3. 土日や放課後にも体験活動ができる体制をつくる
4. 自治会やまちづくり協議会などが行う地域活動に、子どもたちを積極的に参加させる
5. 子ども会が行う活動に子どもたちを積極的に参加させる
6. 親が家庭で福祉について子どもと話し合う
7. その他〔 〕
8. わからない

(8) 地域福祉の取り組み全般について

問 36 亀山市における以下①～⑫の各項目について、どれくらい満足していますか。また、その取り組みをどれくらい重要とお考えですか。(満足度と重要度それぞれ1つの番号に○)

	満足度 (1つの番号に○)				重要度 (1つの番号に○)			
	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	1. 重要	2. やや重要	3. あまり重要でない	4. 重要でない
〈例〉	1	2	3	4	1	2	3	4
①福祉意識の向上 「誰もが福祉を我が事と認識している」	1	2	3	4	1	2	3	4
②担い手の育成 「誰もが自分ができることを担っている」	1	2	3	4	1	2	3	4
③権利擁護の充実 「権利が尊重され、自分らしく生活できる」	1	2	3	4	1	2	3	4
④生活困窮者対策の推進 「生活困窮者が支えられている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤情報提供の充実 「分かりやすい福祉情報が提供されている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥福祉サービスの向上と相談体制の充実 「気軽に相談できる人・場があり、複合的な悩みや相談にも対応できる」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦地域福祉・ボランティア活動の推進 「住民主体の福祉活動が活発化している」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧地域の防災対策の充実 「災害が起こっても住民同士で安全が確認できる」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨関係機関の連携強化 「多職種及び多機関が連携している」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩地域活動の充実 「身近な地域でのつながりが深まっている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪健康づくり・生きがいづくり 「一人ひとり健康でいきいきと暮らしている」	1	2	3	4	1	2	3	4
⑫助け合い・支え合い活動の充実 「隣近所が助け合い、支え合っている」	1	2	3	4	1	2	3	4

(9) 福祉委員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

問 37 福祉委員をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんな活動をしているか大体わかっている
2. どんな活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

問 38 民生委員・児童委員をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんな活動をしているか大体わかっている
2. どんな活動をしているか少しわかっている
3. 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない
4. 聞いたこともない

問 39 亀山市社会福祉協議会をご存知ですか。(1つの番号に○)

1. どんな活動をしているか大体知っている
2. どんな活動をしているか少し知っている
3. 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
4. 聞いたこともない

問 40 亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。(3つまで番号に○)

1. 高齢・障がい・児童などの福祉課題を抱えた方への総合的な相談・支援
2. 生活困窮や成年後見制度をはじめとする専門的な相談・支援
3. 地域におけるサロン活動や助け合い活動(ちょこボラなど)への支援
4. ボランティア活動への支援
5. 福祉教育の普及・啓発活動
6. 社会福祉に関する情報の提供
7. 災害ボランティアセンターなど防災に関する活動
8. その他[]
9. わからない

【ご意見などがありましたら、ご自由にお書きください】

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）に係る策定スケジュール（予定）

	年 月	項 目	内 容
令和3年度	5月10日	第1回亀山市地域福祉推進委員会	①地域福祉アンケート設問（案）提案
	5～7月	アンケート・ヒアリング調査実施	①地域福祉アンケート等調査 市民1,200人（無作為） ②ひきこもりに関する実態調査 民生委員アンケート・関係機関ヒアリング ③成年後見関係機関ヒアリング ④利用者団体ヒアリング ⑤福祉関係団体ヒアリング ⑥地域まちづくり協議会意見交換会
	6～7月	骨子案作成	①前期計画の総括（4年間） ②アンケート・ヒアリング調査集計・分析 ③国県の流れや法律の変遷などや体系図の整理 ④骨子案作成
	7月	第2回亀山市地域福祉推進委員会	①アンケート等結果報告 ②骨子案
	7～8月	中間案作成	担当課ヒアリング含む
	9～10月	第3回亀山市地域福祉推進委員会	中間案
	9～10月	市議会報告	中間案（議会の意見対応）
	11～12月	最終案作成	
	12月	第4回亀山市地域福祉推進委員会	最終案
	令和4年1月	市議会報告	最終案
	2～3月	パブリックコメント（意見公募）実施	市ホームページへの掲載、施設への備付など【30日間】
	3月	計画策定	第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（後期）